

地域文化施設建設に対する 財政支援措置について

1 地域文化施設とふるさとづくり

地域文化施設の建設に関する地方財政上の支援制度の主要な例の一つは「ふるさとづくり事業」である。この事業は、地方債（地域総合整備事業債）と地方交付税を活用して、地方団体の取り組みを財政支援する仕組みとなっている。この事業では、地域文化施設の建設のために発行された地域総合整備事業債の元利償還金について、その団体の財政力に応じて、一定割合を後年度の交付税に算入されることになる。この地域総合整備事業債は、平成7年度の地方債計画計上額1兆8,215億円のうち、1兆725億円が「ふるさとづくり事業」に充てられている。この他に地域文化施設の建設について地域総合整備事業債による財政支援措置が行われる事業には、「まちづくり特別対策事業」「若者定住促進等緊急プロジェクト」「リーディング・プロジェクト」「商店街等振興整備特別事業」等が挙げられる。

また、平成2年度から平成8年度までのふるさとづくり事業（ハード事業）の実施状況のなかで地域文化施設建設の占める割合は、事業数で約15%、事業費で約25%、2兆円を超える額となっている。ふるさとづくりの主要な対象として、地域文化施設の整備が求められていることを示している。

以下、ふるさとづくりの経緯と内容を記すとともに、2において各種財政支援制度の概要を示すこととする。

(1) 第1次ふるさとづくり推進期（昭和63年度～平成4年度）

(1) 昭和62年～63年にかけて「ふるさと創生」の議論が起こったことを背景として、「自ら考え自ら行う地域づくり事業（一億円事業）」が昭和63年度から平成元年度にかけて実施された。これは全国各地における自主的・主体的な地域づくりへの取り組みを支援し、「ふるさと創生」の起爆剤となることを期待した施策で、「地方が知恵を出し、中央が支援する」という新しい発想に基づいて行われた。その内容は、全国の市町村に一律1億円を、昭和63年度に2千万円、平成元年度に8千万円の交付税で措置するという方法で交付したもので、当時話題を呼んだ施策である。（都道府県に対しては普及広報の目的で、財政力に応じ標準団体で1億円になるよう交付した。）

(2) 一億円事業と併行して、地方の単独プロジェクト（主にハード事業）を支援するため、昭和63年度に「ふるさとづくり特別対策事業」が創設され、地域総合整備事業債を活用した事業が平成2年度までの3年間実施された。これは、元利償還金について、後年度、地方公共団体の財政力に応じて、その30%～55%を地方交付税により措置するとともに、当該事業年度に原則として対象事業経費の15%（一部5%）を措置するものである。

(3) また、民間活力の利用による地域づくりへの取り組みを支援するため、昭和63年12月に「地域総合整備財団（ふるさと財団）」が設立され、平成元年度から財団の支援により民間事業者に対する「ふるさと融資事業」が実施されている。これは企業がふるさとづくりの要件にあてはまる事業を行う場合に、地方公共団体が民間金融機関と協調して融資を行うもので、融資のうち20%（過疎地域は25%）が無利子融資となっている。

(4) 一億円事業を契機とする自主的・主体的な地域づくりを永続的な取り組みに発展させ、また、一億円事業で出された構想・プランを実現するための支援策として、平成2年度から4年度までの3年間を対象として「地域づくり推進事業」が創設され、ハード・ソフトの両面から総合的な支援策が講じられた。制度の仕組みは、ハード事業については先の「ふるさとづくり特別対策事業」と同様であるが、新たにソフト事業に対しても6千万円～1億6千万円を地方交付税で措置するもので、ふるさとづくり事業の基本型といえる。

(2) 第2次ふるさとづくり（平成5年度～平成7年度）

第1次ふるさとづくりの推進期間に全国に広がった自主的・主体的な地域づくりの理念・テーマに基づき、重点的な事業の推進を図り、豊かさとゆとりを実感できる地域社会を実現するため、平成5年度から「第2次ふるさとづくり」が推進された。

「第2次ふるさとづくり」の中核事業として、平成5年度から7年度まで「ふるさとづくり事業」が実施された。事業の仕組みは概ね「地域づくり推進事業」に準ずる。すなわち、ソフト事業に対して6千万円～1億6千万円を地方交付税で措置、ハード事業については地域総合整備事業債を活用し、その元利償還金の30%～55%を地方交付税により措置するとともに、当該事業年度に一部交付税措置を行う内容である。

(3) ふるさとづくり事業（平成8年度～平成10年度）

「ふるさとづくり事業」は、その着実な進展と地方分権の推進を図る観点から、平成8年度から10年度を対象期間として引き続き実施されることとなった。そのなかで、ソフト事業への交付税措置は段階的に引き下げられ、平成8年度は5千万円～1億3千万円である（平成8年度～10年度の措置額の合計は6千億円程度が見込まれている）。

2 地域文化施設の建設に係る主要な 財政支援措置の概要

(1) ふるさとづくり事業（ハード）

●事業目的

「自ら考え自ら行う地域づくり」事業を契機とした自主的・主体的な地域づくりの取り組みを永続的なものにし、ほこりと愛着をもてる「ふるさと」を着実に築き上げるとともに、豊かさゆとりを実感できる地域社会の実現を目指すため、各地の取り組みに応じた支援措置を講じ、地域主導のふるさとづくりの一層の推進を図る。

●支援措置の内容

対象事業経費のうち、75%が地域総合整備事業債（特別分）の充当を認められる。

地域総合整備事業債（75%） （後年度交付税措置：30%～55%（ α ））	一般財源（25%）	
	交付税 当該年度（15%）	（10%）

（ただし、会館等（箱物）については、交付税当該年度補正分の対象にならない）
（平成8年度及び9年度においては、交付税当該年度補正分は地総債に振り替えられる）

地域総合整備事業債の元利償還金に対する後年度の交付税措置率（ α ）は、地方自治体の財政力指数に応じて決まる。（以下の事業でも同様）

財政力指数区分	措置率	算式（Xは財政力指数）
0.60未満	0.550～0.516	$\alpha=0.599-0.1400X$
0.60以上0.75未満	0.515～0.473	$\alpha=0.695-0.3000X$
0.75以上0.85未満	0.470～0.425	$\alpha=0.845-0.5000X$
0.85以上0.95未満	0.421～0.335	$\alpha=1.228-0.9500X$
0.95以上	0.325～0.300	$\alpha=0.800-0.5000X$

ただし、 α が0.300を下回る場合は0.300とし、 α が0.550を上回る場合は0.550とする。

●事業指定期間 平成8年度～10年度

(2) まちづくり特別対策事業

●事業目的

広域行政圏を単位に広域的な調整を図りながら実施される単独事業を支援す

ることにより、個性的で魅力あるまちづくり、地域づくりを推進する。

●支援措置の内容

対象事業経費のうち75%（特別事業特別分）、まちづくり総合事業及び拠点地域根幹施設整備事業については85%（総合事業特別分、拠点都市地域内事業特別分）、拠点地域中核施設整備事業については90%（拠点都市地域内事業特別分（中核施設））が地域総合整備事業債の充当を認められる。

地域総合整備事業債 75%（85%又は90%） （後年度交付税措置：30%～55%（ α ））	一般財源 25% （15%又は10%）
--	---------------------------

事業採択期間 昭和59年度～

(3) リーディング・プロジェクト

●事業目的

21世紀に向けての重要な地域政策課題として、①健やかな地域社会づくり、②地域の環境と調和した魅力あるまちづくり、③地域情報化対策、④地域間交流を位置づけ、これらに係る市町村等の先導的取り組みを支援し、もって地域社会の一層の発展に資する。

●支援措置の内容

対象事業経費のうち、75%（特別分）、中核的な事業については90%（中核施設特別分）が地域総合整備事業債の充当を認められる。リーディング・プロジェクト推進計画策定等事務費が特別交付税により措置される。

地域総合整備事業債 75%（90%） （後年度交付税措置：30%～55%（ α ））	一般財源 25%（10%）
---	------------------

事業採択期間 昭和61年度～

(4) 若者定住促進等緊急プロジェクト

●事業目的

過疎地域、振興山村、豪雪地帯、離島、半島、特定農山村地域、産炭地域において、特に若者の人口流出が続いている状況を踏まえ、若者の定住を促進する観点から実施するプロジェクトを支援する。

●支援措置の内容

複数施設の場合、対象事業経費のうち、75%（特別分）、特に重要な事業については85%が地域総合整備事業債の充当を認められる（過疎債・辺地債では100%）。

単独施設の場合、75%地総債、15%過疎債の充当を認められる。

複数施設

地域総合整備事業債 75% (85%) (後年度交付税措置：30%~55% (α))	一般財源 25% (15%)
--	-------------------

過疎債・辺地債 100% (後年度交付税措置：70%、80% (α))

単独施設

地域総合整備事業債 75% (後年度交付税措置：30%~55% (α))	過疎債 15%	一般財源 10%
--	------------	-------------

(後年度交付税措置：70% (α))

計画採択期間 平成4～8年度